

2020年2月27日

### 3年生保護者の皆様

#### 新型コロナウイルス流行に伴う措置について

中学部長 藤原 康洋

標記の件に関しまして、現在発表されている官公庁のメッセージや通達、学院内の各学校の動きなどを勘案し、卒業式までの措置を、現時点で以下のように考えております。3年生、そして保護者の皆様には、本当に申し訳なく思いますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### <式典・行事、学校生活について>

##### I. 式典・行事など

1. 中止するもの
  - ・3月13日 学院後援会表彰・中学部表彰式・生徒会送別会
2. 参加形態の変更やプログラムの変更などにより、時間短縮のうえ実施するもの
  - ・2月27日 弁論大会 全校からクラス単位に変更
  - ・3月14日 卒業式 1, 2年生の参加はなし 時間短縮

※なお、卒業式後に予定されております卒業記念懇親会につきましては、追ってご連絡いたします

##### II. 式典・行事以外

1. 中止するもの
  - ・各クラブの生徒による送別会
  - ・出場しない生徒の大会や発表会への参加
2. ご家庭の判断に委ねるもの
  - ・クラブの上位団体選抜チームの大会などへの参加
  - ・保護者のみの（生徒の参加しない）懇親会など

##### III. その他の学校生活

- ・礼拝は、クラス礼拝を基本とする
- ・2月27日以降の予定に関しましては、卒業式の形態や、高等部面接入試などと連動し、変更が生じる予定です。詳しくはできるだけ早くご連絡いたします。

※当面の間、日曜・祝日を含め休校日は、政府の「不要不急の外出は控えてください」との呼びかけに応じて、生徒は自宅で過ごすことを基本としてください。

**<感染症の確認がなされた者が出た場合>**

◎以下の場合、学校保健安全法第 20 条による臨時休校（14 日間）の措置をとる

1. 生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
2. 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

※保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合、生徒本人は出席停止とする（学校の休校措置はとらない）

あくまでも、現時点での方針です。今後の流行の状況変化、官公庁からの通達、学院の方針により、急遽変更をする場合もございます。その場合は一斉メールまたは紙媒体によってお知らせいたします。またこの案内も含め、ホームページにもアップいたしますので、よろしく願いいたします。

以上